

プロジェクト リース

項目 第 389 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 389 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 事務局の予備的分析について聞かれた意見

### （すべてのリースに係る資産及び負債の認識に対する意見）

2. IASB 及び FASB は、貸手が原資産を借手の使用のために引き渡す点においてリースは典型的なサービス契約とは異なる性質を有するとしている。しかし、この点は資産及び負債を認識するか否かを分ける程の大きな差ではないと考える。

我が国の財務諸表利用者から聞かれているすべてのリースに係る資産及び負債を認識することに関する肯定的な意見と、財務諸表作成者から聞かれているファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分した上で注記を開示することに有用性があるという主張のいずれに合理性があるか評価することが一つの方法であると考える。

3. （オペレーティング・リースについて）借手は、リースの使用権を支配するというほどの強い権利はなく、その利用に応じた対価の支払により継続的に原資産を利用できるという程度のものであると考える。よって、通常の売買による「支配」とは大きく異なっていると考える。また、負債についても、「使用権に対する支払を行う無条件の義務」ではなく、その利用の期間に対応するリース料を順次支払うものであり、サービス契約と異なるものではないと考える。この点、サービス契約と同様の処理を行う方が、経済的実態を表すと考える。

### （リースの識別及び契約の構成部分の分離に対する意見）

4. 業務委託において、例えば、委託会社がサービス契約として認識している契約について、委託先の判断から専用設備を設けた場合に、この契約が「使用を指図する権利」に該当するためリースを含んでいると判断される場合がある。このようなケースを実務上どのように取扱うのか判断が困難な状況がいろいろあるのではと考える。

**(重要性に関する事項に対する意見)**

5. 単に事務コストを軽減するのではなく資産計上するには相応ではないものを除外するという観点からは、IFRS 第16号やTopic 842で定められている短期リースや少額資産のリースの基準は過小であると考え。この点、我が国において会計基準を開発する場合には、財務報告の目的を踏まえ、より幅広く除外できるような閾値の設定を行うべきと考える。

**(その他の意見)**

**リース期間に関する意見**

6. オフィスビル賃貸借契約に関するリース期間の見積りについて、例えば、契約期間と内部造作物の耐用年数との整合性等を考える必要があり、実務上の負荷がある。

以 上